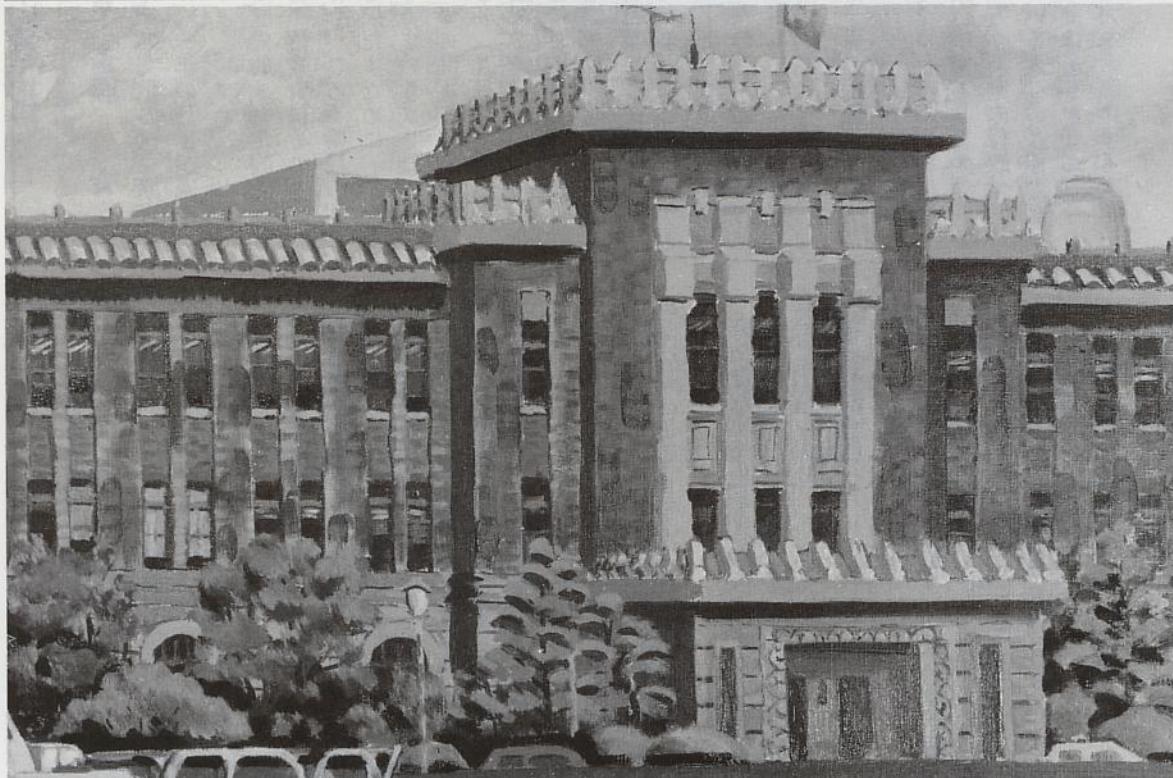




徳島県立文書館

第2号



旧県庁舎（画 鈴木明雄氏）

資料紹介展

「阿波国絵図紹介」

九月三日から十月二十七日まで

国立史料館から特別に複写を許された蜂須賀家文書の絵図類を展示いたします。

第3回展示

「明治の留学——井上家文書を中心に——」

十月二十九日から三月一日まで

明治初年徳島から英國へ留学した井上麟太郎・辨治郎の史料を中心に展示します。

全史料協徳島大会

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第十七回全国大会が徳島県文化の森総合公園で開催されます。

○平成三年十一月六・七・八日

○二十一世紀館イベントホール他

※詳細は五ページ（参照）

● 目次 ●

文書館施設は「福祉」施設である

藤丸 昭二

阿波と人形淨瑠璃 大和 武生 3

全史料協徳島大会について 5

く在勤した。公共図書館には、参考奉仕とか相談事務とかいわれる業務がある。これは利用者からの各種の質問に、職員は文献資料を駆使して回答する。この経験から寄せられた質問の中に、「わたしの祖母の出生について、分からぬだろうか」というのがあった。

この種の質問は一件や二件ではなかった。公共図書館を利用しての先祖確認のほとんどは、「士族○○ 豪族○○、豪商○○の子孫ですが、わたしの先祖について、もっと詳しく知りたい」という質問であった。これと「わたしの祖母の出生について」ひそかに知りたといふ質問とでは、その内容の由来に大きな相違があった。

士族や豪農や豪商の子孫を自認する人々は自尊心に満ち、既存文献の提示でほぼ満足し、加えていくつかの家に伝わる話を教えてくれた。

しかし、「わたしの祖母の出生」の秘密を知りたいという人は、切実であり、深刻であり、真剣であり、悲壯でもあつた。自分の親の親が貧しかったことは十分に承知している。苦労の末、そのため故郷を捨てたはずだと、いうことも知っている。

貧しい家に出生し、苦労して育つた祖母の、その様子を知つて、祖母の靈を慰めよう、改めて先祖に感謝したいといった素朴な心の持ち主であるが、すべてを白日の下に晒していく思いであることは態度で読み取れる。

こうした無名者の祖母の出生についての調査は、既刊文献では、判明しかねる。質問者と時間をかけて話しあつて、県内の

いずれの地域か見当をつけ、さてその次は、当該町村役場の協力を得なければならぬ。「明治〇年から〇年位の間に、御町から〇〇地方へ移住した、〇〇〇」という姓の女性はおりませんか」と尋ねる。あとは公文書の保存いかんが、判明するかどうかのすべてである。

こうした経験で、よくよく考えたことは、公文書の保存と利用ということであった。公文書の保存と利用の方途を具体化することは、行政自体が考えなくてはならないことである。わたしは、このことを昭和五十四年六月、置県百年に際しての県民提案として県へ提出したことがあった。

祖母の出生地の確認といつたことへの奉仕は、教育でもなければ、文化でもない。こうした疑問、質問に専門に応答する施設は、教

育施設にも、文化施設にも納まりきらない、この二者以上の施設なのだと思つてきた。

福祉のために

公文書館法の施行に際して出された、昭和六十三年六月一日付の内閣官房長官名による通達に添付の「法及びその解説の要旨」によると、第五条の第二項について、「地方公共団体に設置する公文書館法は、究極的には住民の福祉を増進するための施設」であるとする。

わたしは、右の通達を読んで、この小文の冒頭近くで述べた、公文書館法は、短いが深い理念を秘めるものと確信したのである。文書館の充実は関係者の意識変革から出発し、それは人権の尊重を何よりも優先させ、主権在民の思想を具体的に実践することである。

阿波と人形淨瑠璃

副館長 大和 武生

藍と人形淨瑠璃

「阿波は藍と人形淨瑠璃の国」と言われ、藩政時代からよく知られていた。一見、無関係に見えて両者は密接に関連していた。

藍作地帯の吉野川流域では、淨瑠璃は純粹な芸能として地方巡業にまわる人形座の興業を楽しみ、南部の非藍作地帯では神に奉納する神事として村人によって演じられた。その根底には藍による経済力の差があった。

人形淨瑠璃だけでなく、他の多くの芸事を阿波に持ち込んだのも藍商たちであつた。藍大尽と呼ばれた商人たちは、藍の売買によつて得た莫大な利益を芸事に惜しみもなくつぎ込み、三都をはじめ全国の遊芸を阿波に持ち込んだ。

人形淨瑠璃は中世末に京阪神に発生した。物語の筋を語る「大丈夫」、伴奏を受け持つ「三味線」、物語を演じる「人形遣い」の三者が一

県民の文書館をめざして

館長 斎藤 智

—先祖をもとめて—

主任専門員 藤丸 昭

徳島県立文書館は、昨年の文化の日を期して開館して以来、すでに約一年の月日が過ぎました。

この間、徳島県に係る歴史的・文化的価値を有する公文書・古文書・行政資料その他の資料を収集、整理、保存し、ひろく県民の利用に供するという目的を果たすために、館員一同及ばずながら努力してまいりました。

ぶり返つてみると、この間本館を利用した人数は約三五、〇〇〇名（九月末）で、当初見込みの十倍という盛況であります。

このような県民の反響にお答えするため、田中初代館長の敷いた路線をおしつづめ、県民に親しまれる文書館を合言葉に、館運営にも極力、工夫・改善を加えてまいりました。

展示では、当初年二回とし、準備期間を年二回各一月ずつ置いていたのを、館員の努力により展示の空白期間を作らないような運営に切り替えました。

他にも、古文書講座修了者の組織化、明治以来の「県報」の光ディスクへの入力、県下の検地帳・棟付帳のマイクロ化、市町村広報誌の収集・閲覧などを実行中であります。

こうした事業は県民の方々、県の行政マン古文書を所有管理されている人々のご協力なくしては実現できるものではありません。今後とも、なお一層のご尽力をお願いする次第であります。

公文書館法は

公文書類を保存・利用するための施設は文化施設だろうか。例えば図書館や博物館と同列同類の施設だろうか。わたしはそれとは少し性格の異なるものと考えてきた。

ところで、公文書館法が施行なつて三年がすでに経過した。公文書館法については、専門的には、各種の論議が進んでいるものと思うが、わたしはその動きを詳らかには知らない。ただ、わたしの知る範囲では、公文書館法を知るものは、まことに少数にしかすぎない。

公文書館法は七条からなり、長いものではない。また、公文書館の設置を義務づけるものでもない。しかし、公文書館法は短いが深い理念を秘めるものと、ここ三年間思いつけてきている。

公文書館法の基本理念の一つは公文書等を国民の共有財産と位置づけることである。したがつて利用主体は国民であること。このことは、日本国憲法が明示する主権在民の理念と軌を一にする。

また、公文書館法は、公文書館を住民の福祉を増進するための施設と位置づけている。

なお、公文書館は、地方自治体以外の設置が許されず、したがつて、公文書等の保存と利用については、地方自治体の責務としているのである。

無名者のための

公文書が国民の共有財産であり、利用主体が全国民であるという考えは、憲法が明示する主権在民の理念と照應して、いち早く理解されると判断しても大きな間違いはなかろう。

しかし、公文書館は住民の福祉を増進するための施設であると確信するためには、少し時間が必要であろう。これは、わが国の場合、行政がカバーする福祉は、福祉六法が示すような福祉という概念が定着していくことによって、福祉施設という場合、それは児童福祉法が示す施設であつたり、身体障害者福祉法が示す施設であつたりして、公文書館が福祉施設とは、ストレートに考えにくいためである。古文書館は図書館・博物館と同列の施設として論ぜられてきた。このことは、ある時代には正しかった。しかし、人間認識が日進歩のとき、時代にそぐわない考え方である。わたしは、公共図書館に専門職員として長

全史料協徳島大会について

大会テーマ 地域の中の文書館

場所 徳島県文化の森総合公園

日程
十一月六日(水)

研修会

(コース別) 研修会 一〇時三〇分～一六時

Aコース (総合基礎コース)

「文書館の設立に向けて」 遠藤 忠氏 (八潮市立資料館)

「外国の文書館事情」 小川千代子氏 (国立公文書館)

Bコース

(分野別コース1／文書館資料の整理)

「近世文書の整理について」 安藤 正人氏 (国立史料館)

「行政文書の整理について」 青山 英幸氏 (北海道立文書館)

Cコース

(分野別コース2／文書館資料の保存管理)

「保存の原則について」 坂本 勇氏 (東京修復保存センター)

「保存管理について」 広瀬 瞳氏 (国立史料館)

十一月七日(木) 大会一日目

総会

一〇時～

全体会

一三時～

懇親会

一八時～

分散会

一〇時～

全体会

一三時～

図書館集会室1

21世紀館イベントホール



十一月六・七・八日の三日間、徳島県において初めて全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称：全史料協）、全国大会が上記の要領で開催されます。

全史料協とは

全史料協は、文書記録を中心とする歴史資料を保存し利用に供している機関等で構成された全国組織です。

一九八八年六月に公文書館法が施行され、文書館を中心とした歴史資料の保存利用機関の活動は、本格的に進展しようとしています。

そこで会員相互の連絡を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存活動を更に振興して行くための団体です。全国の文書館、

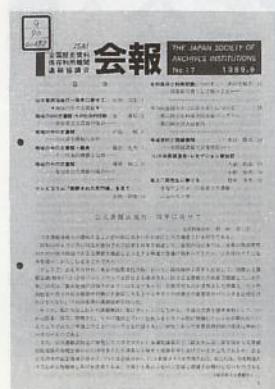
公文書館、歴史資料館、自治体史

編纂室等、日頃から歴史資料の保存利用活動に当たっている諸機関や個人が加盟しています。

組織としては、国際機関である国際文書館会議（ICA）に加盟しております。

また地域部会が関東にあり、積極的な活動を行っています。近畿にも部会準備会があり、研究会等の活動を行っています。

機関誌として、「会報」が現在二十二号（年三回刊）、研究紀要として「記録と資料」一号（年に一回刊）があり、その他に「記録遺産を守るために」などの出版物を発行しています。



「会報」

体となつた総合芸能である。

人形の操りを受け持つたのが西宮の戎神社に従属する人々であった。この集団の棟梁・百大夫が淡路島に住み着き、多くの人形遣いを育てた。淡路島と人形芝居の結びつきはここに生まれる。

大坂の陣後、戦の功績として阿波領主の蜂須賀至鎮に淡路島が増加され、「阿淡二国大守」となった。こうして人形淨瑠璃と阿波とは政治的にも関わるようになつた。

阿波淡路の人形座

江戸時代を通じて人形淨瑠璃は、各部門(語り・三味線・人形遣い)で多くの名人や限りない工夫を加えて世界に類のない三人遣いの人形芝居として完成された。

大阪の竹本・豊竹両座を中心に、大阪や京での人形芝居が舞台芸能史(興業史)の表舞台を形成する一方で、阿波淡路の人形座は北海道から南は沖縄まで全国の津々浦々を巡業して回つた。

したがつて諸国においては、大阪の道頓堀で評判の竹本座や豊竹座よりも、毎年農閑期にやつて来る上村源之丞座や市村六之丞座(ともに淡路の人形座)が親しみ深く、彼らの意識の中では人形淨瑠璃と「阿波」や「淡路島」とはストレートに結びついていたのである。全国を巡業する人形座の人々は、興業の合間をぬつては乞われるままに人形の遣い方や淨瑠璃語りを教えた。

長年の巡業のうちには、いつも大入り続きたばかりではなく、不入りのこともしばしばあ

つた。また、看板の役者(人形遣い)や大夫(語り手)が病気で倒れることもあった。そんな時は、帰りの旅費にも事欠き夜逃げ同様に帰国したことわざがあった。

人形を残して

現在、全国的に残る三人遣いの人形座は、百座をはるかに越える。その人形座の多くに「淡路人形座の人に教えてもらったのが座の起源である」とか、「阿波人形師(人形造り)の名人・天狗久の銘入りの人形首(かしら)を保管している」といった伝承が今も残つてゐる。

座が旅先で経済的に詰まつた時、商売道具の人形を抵当に旅費を借りて帰つたり、病氣になつた座員を残して来たりする事例は数多くあつたものと考えられる。

旅に出る人形座の構成メンバーは、座長らの一部幹部を除いては、ほとんどが農民であつた。淡路の三原郡のある村では、三分の一が人形座の興業に出たとも言われる。農民たちは一度の興業から帰ると農業に励みつつ、次回の興業に備えた。不運にも、前回不入りで興業に失敗して人形を失つた人形座は安く遣いやすい、つまり農民たちの気ままな注文を聞いてくれる身近な人形師(人形製作)が必要としていた。阿波淡路に多くの優れた人形師を輩出している歴史の影にはこうした理由があつた。

阿波の人形淨瑠璃史の著しい特徴は、江戸時代以来、人形師の譜系を保持してきたことである。農民の出稼ぎ稼業としての人形芝居

と、これを支えた人形師の存在、この両者の結合と相互扶助が、阿波淡路の人形芝居を特徴付けているといえる。

箱回しと農村舞台

人形座を編成し全国へ巡業に出かけたのは主として淡路島の農民であった。これに反して、阿波の「人形淨瑠璃」の一形態に「箱回し」があつた。この芸能に従事したのは吉野川流域にあたる美馬・三好郡の山間部の人々が多かつた。耕地面積の狭い山間部の農民たちは、座を構成せず、単独の出稼ぎとして箱回しに出かけた。

箱回しは、一人の人形遣いが数体の人形を箱に入れ天秤棒で担いで回る大道芸である。語りと口三味線に合わせ、たつた一人で三人遣いの人形を遣い芝居の進行に合わせ次々と人形を変えていくものである。時には語りと三味線を他の人が受け持つこともあつた。

もうひとつ阿波の淨瑠璃を語るときに、見逃せないのは農村舞台の存在である。徳島県の農村舞台の数は日本一で、その数二百をはるかに越え、そのすべてが人形芝居用の舞台である。この舞台は阿波の南方の勝浦川・那賀川・海部川流域に集中している。藍の非生産地である南部では、専門の人形座を呼ぶ経済的余裕がなく、村の鎮守への奉納芸として村人たち自身によつて演じられた。

こうした阿波の特有の人形芝居の記録は少ないが、県立文書館の責務として積極的に収集したいと考えている。

古文書と用語

本年四月以来、県立文書館に収蔵されている、多数の明治以来の新聞・書籍・近世の文書等の整理に当たり、いろいろ多くのことを学ぶことができたことを感謝している。

これらの諸資料の中で、最も印象的であったのは、幕末から明治初期にかけての農村文書であつた。そこには当時の農民たちの厳しい生活と哀歎、阿波徳島藩の動向、更には明治維新への激動日本の状況がさまざまと察知されるのである。

また、これらの文書を通して、難解な用語ながら、阿波文書に多出する用語に接し、その意味を知るために苦心したものである。

今後、古文書を学び、あるいは利用される方々の参考までに、現在までに知り得た主な用語(「古文書用語辞典」柏書房に記載のないもの)を次に小例ではあるが掲げることとする。

相所(あいどころ) 同組内のこと。
相振(あいふり) 不履行・約束違反のこと。

有姿(ありすがた) ありのまま・有体のこと。

鍛(きたえ) 尋問・教諭・精査のこと。
仕解(しどき) 代払い、代済みのこと。
地盤(じばん) もともと、元来の意味。
中暑(ちゅうしょ) 暑氣中り(あたり) のこと。

辻(つじ) 合計のこと。下に量目がつく。
計(はかり) 年貢米の集計・納付のこと。

行着(ゆきつき) 調査・世話・結果のこと。

以上私の知り得た主な用語を若干挙げたが、今後の参考になれば幸いである。

なお、これらの古文書は、われわれの祖先の叡智と、血と汗のにじむ結晶であり、また「温故知新」への手がかりとなる重要な資料である。

その意味で、今後共、多くの方が文化の森の東端、ここに幽翠の地にある県立文書館に杖を曳かれ、自ら古文書に接して、いろいろと学ばれると同時に、その取扱いや管理等、文化財保護のために一層のご協力を心からお願いする次第である。

(文化推進員 福田 憲熙)

一枚の写真

写真は歴史を語ってくれる重要な資料です。文書館が所蔵する写真を紹介するコナーです。

第八回四国国体の関連施設

平成五年に開催される東四国国体のキャンペーンが、今、大々的に行われています。

過去に徳島県で国体が開かれたのは、今から二十八年前のことです。それは、昭和二十八年十月二十二日から四日間の日程で開催された四国国体でした。

終戦後、日も浅く、戦災復興はまだ十分に行われておりませんでした。市内のいたるところにはバラックが建っていました。

写真2は、現在の国道一九二号線の前身です。昭和二十八年七月に撮影されたもので、中央の山は城山です。四国国体の時に整備されたため、長い間「佐古の国体道路」の愛称で親しまれていました。今の姿からは想像もできないものですね。

(福本紀美子)



(写真1)



(写真2)

所蔵資料紹介

文書館が所蔵する資料を紹介するコーナーです。

木津野村文書

はじめに

県立文書館には、建設構想決定以降、県立図書館旧蔵資料のほか所蔵者の皆様方のご好意によつて、たくさんの資料が寄贈・寄託されました。現在文書館で利用ができる古文書の中から木津野村文書を紹介いたします。

木津野村は、讃岐山脈の東はし南側、撫養川の支流新池川右岸に開けた村で、現在、鳴門市大津町に含まれます。木津野村文書は、村内の公民館に保管されていた村有の文書を、平成元年五月に寄贈していただいたものです。

資料は大きく近世文書と近代資料に分けられます。近世資料は公民館内の金庫に保管されており、それ以外の文書は押入に保管されていました。木津野村文書の概要是別表のとおりです。

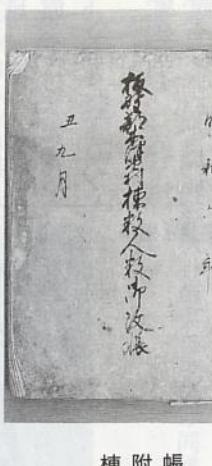
近世文書

近世文書の中心は、徳島の地方文書の基礎帳簿である検地帳及び棟付帳です。木津野村は、元和年間から寛文年間にかけて新村として完成したので、天正・慶長の検地帳はありません。慶安の板東郡木津野村新開検地帳をはじめとして、延宝・天和・明和・安永・天明・嘉永・慶応各期の板野郡木津野村検地帳が新開・敷開を中心にして残っています。

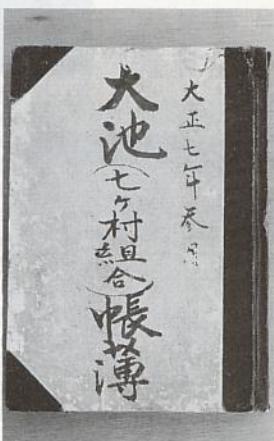
棟付帳は寛文・延宝・明和期の分が残っています。近世期全般に亘る村の基礎帳簿であり、検地及び棟付け改めの歴史を考える上

木津野村文書概要

	検地	棟附	水利	宗教	計
近世	慶安	1			1
	承応	1			1
	寛文	1	1		2
	延宝	2	1		2
	天和	1	1		2
	明和	1	1		2
	安永	1			1
	天明	2			2
	文政	1			1
	天保				
近代	弘化				
	嘉永	2			2
	安政	2			2
	不詳				
	小計	15	4	3	24
<hr/>					
近代	村政		大池組合		
	明治	85	2		87
	大正	25	1		26
	昭和	214	9		223
	不詳	33	1		34
	小計	367	13		380
<hr/>					
総計					



棟附帳



大池七ヶ村組合帳簿

で重要な資料と言えます。

木津野村公文書

木津野村は明治二十二年に大津村の大字となつてゐるが、大津村の出張所として行政の末端の機能を果たしていたようです。明治から昭和三十年代に至るまでの村(木津野村)規約書や新池川の堤防・道路等の土木協議費に関する帳簿・丈量図などが残っています。

大池七ヶ村組合文書

木津野村文書の中には少数ですが、大正初年から昭和三十年代にかけての斎田村大池及び周辺河川の漁業権、水利権に関する近辺七ヶ村による組合の資料があります。浜辺七ヶ村とは南浜村・斎田村・吉永村・木津野村・大代橋・木津村・備前島村(鳴門市内)です。会議の決議録・收支決算等の帳簿が三冊あるほかに、井利(水門)工事・漁業権契約書・藻切(川さらい)請負書等が見えます。水門・護岸・漁業権(養殖を含めた)など大正以降の水利組合の近代化を見る上で、興味深い資料だと言えます。

文書館のあゆみ

- 平成3年5月3日 第2回展示、蜂須賀家家
～9月1日 臣渡辺家資料展開催
- 平成3年5月11日 第一回初級古文書講座開
～9月14日 講（隔週土曜日）
- 平成3年5月16日 京都市にて全史料協役員
～18日 会及び国際文書館会議事務局長ケスケメテ氏の講演に出席（齊藤・大和・金原）
- 平成3年6月13日 文書館資料調査員会議
平成3年6月20日 総務部文書係から明治期の県報を預かる。
- 平成3年6月27日 食品加工試験場から行政資料を収集
- 平成3年7月2日 東京都での全国公文書館長会議に出席
- 平成3年7月8日 鳴門市篠原家文書を受取
- 平成3年7月16日 文書館協議会を開催
- 平成3年7月18日 工業試験場から行政資料を収集
- 平成3年7月28日 文化の森同和資料展を開催
- ～8月4日 平成3年7月29日 脇町財務事務所から行政資料を収集
- 平成3年8月2日 沖縄県教育長来館

行事予定

- 9月3日から 資料紹介2
～阿波国絵図紹介

- 10月29日から 資料紹介展3
「明治の留学—井上家文書を中心にして」

- 11月6日から 第十七回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会大
8日まで 存在会及び研修会開催

- 平成4年3月3日から 資料紹介3
「小坂奇石作品紹介」

- 3月13日から 三好郡池田町にて文化の森移動展（仮称）開催
15日まで 森移動展（仮称）開催

利用案内

開館時間

*九時半～五時

(四月～九月の水曜日は七時まで延長)

休館日

*毎週月曜日

*毎月第三木曜日

*祝日（五月三日～五日、十一月三日を除く）

*年末年始（十二月二十八日～一月四日）

交通

*JR徳島駅から／徳島市営バス・徳島

バス利用（二十五分）

*JR牟岐線文化の森駅から／徒歩

(二十分)

文書館が開館して、早くも十か月が過ぎようとしています。開館以来の入場者は三万人を越え喜んでいます。

ほとんどの人が旧県庁の面影をなつかしがり、展示を眺めて行くだけですが、文書館という施設があるということを知つていただくなにはずいぶん役に立つたのではないかと自賛しています。

これから、資料の収集整理が進んで行けば、文書館本来の利用者は可及的に増えて行くでしょう。そのとき今の入場者の方々に「文化の森に文書館がある」ことを覚えていてもらいたい、利用していただければと思います。

(祐)



文書館だより 第2号

平成三年（一九九二）十月二十日

編集兼発行

徳島県立文書館

文化の森総合公園内

徳島県教育印刷株式会社

◆編集後記◆